



組合へご加入されている組合員様へ(正組合員)

このたび発生いたしました大阪北部地震におきまして、被害に遭われました皆様には謹んでお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、大阪府建設組合では、**自然災害でご自宅等を被災された正組合員世帯を対象とした『慶弔見舞金制度』**をご用意しておりますので、地震被害等に遭われました組合員の皆様には下記内容をご参照いただき、申請漏れの無いよう、ご注意くださいませ。

## ① 慶弔(災害)見舞金制度について

大阪北部地震で被災され、ご自宅が「全壊」・「半壊」といった大きな被害に遭われた正組合員の皆様には建設連合慶弔(災害)見舞金を支給させていただきます。下記をご参考いただき、**り災証明書または被災証明書と災害見舞金申請用紙をご提出ください。**なお、申請用紙につきましては、組合までご用命いただくか組合のホームページ(<http://www.kenseturengo.com/download/>)よりダウンロードしてください。

### 慶弔(災害)見舞金申請の証明書類について

下記の証明書は市町村または消防署で発行されます。詳しくはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

#### ▶り災証明書

建物の被災状況を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」「床上・床下浸水」などに区分して証明するもの。一般的に災害によって家屋が被害を受けた場合に発行される。

#### ▶被災証明書

災害などで被災したことを証明するもの。一般的には塀や家財、車といった家屋以外の対象について発行される。

## ② 慶弔(災害)見舞金制度の支給内容

慶弔(災害)見舞金につきましては、被災の程度によって『災害見舞金A』と『災害見舞金B』の二種類あります。詳細は下記にてご確認ください。

### 災害見舞金A (100,000円)

正組合員本人様の住居が火災・台風・地震により『全焼』または『全壊』した場合

### 災害見舞金B (50,000円)

正組合員本人様の住居が火災・台風・地震により『半焼』または『半壊』した場合

## ③ その他

慶弔見舞金制度には災害見舞金の他にも、『入院見舞金』や『死亡見舞金』等がございます。万が一、今般の大阪北部地震にて該当される事由が発生した場合は組合まで申請を行ってください。また、慶弔見舞金制度等にご不明な点がございましたら、組合までお尋ねください。



大阪府建設組合  
建設連合国保組合 大阪府支部

〒550-0014 大阪市西区北堀江1-19-1 八光心斎橋AIRビル3F  
TEL.06-6541-7136 FAX.06-6541-7750  
<http://www.kenseturengo.com>